

有価物回収協業組合 石坂グループ

環境活動レポート



石坂グループマスコットキャラクター
つばめのアールくん

2016

2017年 8月発行 第11版

対象取組期間/2015年12月～2016年11月



目 次

1	環境方針	1
2	登録事業所の概要	2
3	組織図	3
4	主な役割、責任及び権限	4
5	一般廃棄物関連許可	5
6	産業廃棄物関連許可	8
7	事業計画概要	14
8	施設及び処理の状況(収集運搬)	15
9	施設及び処理の状況(処分業)	16
10	処理方式	17
11	処理工程図	20
12	受託した一般廃棄物の処理量	21
13	受託した産業廃棄物の処理量	22
14	環境目標と環境活動計画	23
15	グループ全体の物質収支	24
16	環境目標と実績	25
17	環境関連法規等の遵守状況	26
18	代表者による全体評価と見直しの結果	27
19	地域・社会貢献	27
20	2017年全体環境目的・目標及び活動計画	28
21	社員教育・訓練	31
22	会社案内図	32

環境方針

私たち石坂グループは、リサイクル事業及び廃棄物処理事業を通じ、業界のリーディングカンパニーとして、地域・社会の環境保全への取組みをサポートし、環境に責任の持てる企業として有益な環境活動を追及いたします。

- 1、取扱品目全般において、環境負荷の軽減、化学物質の適正管理、エネルギーの知的利用の促進、コスト削減の追及を実施し、最適な企業活動を目指します。
- 2、事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。
- 3、環境企業として、子供達の環境教育を積極的に実践し、施設の一般公開・情報の開示を推進いたします。
- 4、当社において、有効資源の活用・確保及びグリーン購入を推進し、最終処分廃棄物の削減、有効利用の促進につなげます。
- 5、環境関連法規及び、同意したその他の要求事項を、すべて順守し、業界のレベルアップ・モラルの向上を目指します。
- 6、この環境方針は、当組合の環境活動の指針として全従業員に周知し、関連する一般の方すべてに公開致します。



改定日：2014年 9月 1日

有価物回収協業組合石坂グループ

理事長 石坂孝光

登録事業所の概要

氏名または名称	有価物回収協業組合石坂グループ
住所(法人の場合は事務所・事業場の所在地)	本社工場 : 熊本県熊本市東区戸島町2874番地
	大津事業所 : 熊本県菊池郡大津町杉水3746番地
	西部事業所 : 熊本県熊本市西区上代町7丁目28番11号

会社情報

代表者氏名(法人の場合)	代表理事 石坂孝光
役員等の氏名、就任年月日(法人の場合)	代表理事 石坂孝光 平成12年7月26日就任
	専務理事 伊藤禎之 昭和61年2月13日就任
	常務理事 辻崎英樹 平成4年7月28日就任
	理事 石坂貴美子 平成13年7月30日就任
	監事 村田勇樹 平成27年7月31日就任
	監事 石坂広徳 平成29年5月15日就任 (平成29年6月1日現在)
設立年月日(法人の場合)	昭和54年5月25日
資本金・出資金の額(法人の場合)	7,000万円

【連絡先】

電話:096-389-5501 FAX:096-389-5502

【延床面積】

41773.62㎡

【資本金】

7,000万円

【2016年グループ全体売上】

39億6,270万円

【2016年グループ全体従業員数】

283名(パート及び派遣社員含む)

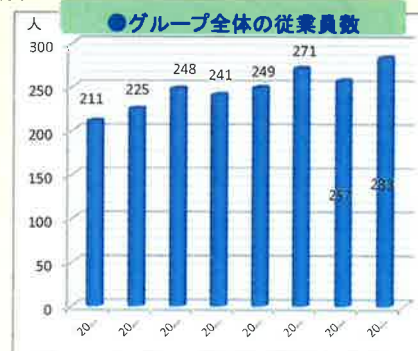
【事業の履歴】

- 昭和54年 熊本有価物回収事業協同組合設立。
- 昭和55年 中小企業高度化資金対象事業として資源化工場開設。
- 昭和60年 菊池郡大津町に大津事業所開設。
- 昭和61年 「熊本有価物回収事業協同組合」から
「有価物回収協業組合石坂グループ」に組織変更。
熊本市城山上代町に西部事業所開設。
- 平成3年 「空きびん・空き缶選別加工事業」資源化工場開設。
- 平成10年 「ミックス古紙選別事業」と「ペットボトル選別
加工事業」工場を建設・整備。
- 平成13年 「破碎プラント(シュレッダー)」を設置
- 平成14年 本社工場を移転
- 平成16年 大津事業所にて「RPF(固形燃料)プラント」を設置
- 平成18年 本社工場を拡張
- 平成19年 株式会社九州環境ネットワーク設立。
(業)石坂グループ全体でエコアクション21認証取得。
- 平成22年 株式会社エコポート九州 工場竣工。

●グループ全体売上



●グループ全体の従業員数

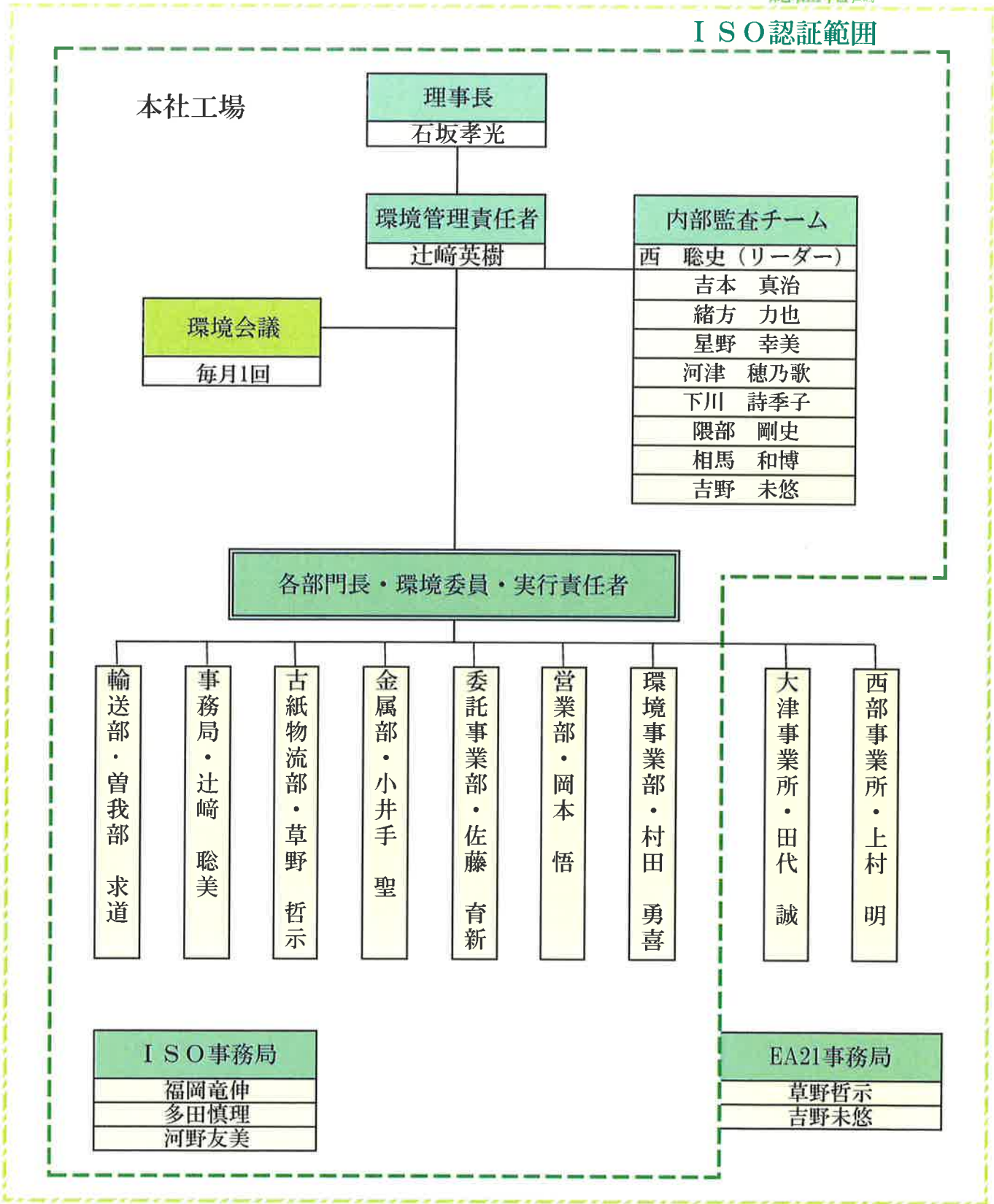


事業の内容

組織図

EA21認証範囲

ISO認証範囲



主な役割、責任及び権限

区分	主な役割、責任及び権限
理事長	①環境方針の制定、見直し ②全体環境目的・目標の承認 ③全体環境目的・目標プログラムの承認 ④環境管理責任者の指名 ⑤環境管理マニュアル、規程の承認 ⑥内部環境監査リーダー及び内部環境監査員の任命 ⑦内部監査プログラムの承認 ⑧環境マネジメントシステムの見直し ⑨マネジメントシステム運用に対する資源の用意
環境管理責任者	①環境マネジメントシステムの要求事項を確立・実施し、維持するシステム運用におけるすべての権限 ②マネジメントシステム改善の基礎として理事長への運用実績の報告 ③各手順書・教育訓練プログラムについての承認 ④著しい環境側面に関する実施及び運用検討書の承認 ⑤著しい環境側面登録簿の承認 ⑥全体環境目的目標の達成状況を評価し、環境会議で報告する ⑦環境管理マニュアル・規程の作成 ⑧全体環境目的・目標の審査 ⑨全体環境目的・目標プログラムの審査 ⑩監視測定一覧表の承認 ⑪環境への負荷と取組の自己チェックリスト(監視測定一覧表)の承認 ⑫法規制登録簿の承認 ⑬環境活動レポートの承認
EA21(ISO)事務局	①環境マネジメントシステムにおける書類作成及び管理・配布の実施 ②環境管理責任者の補佐 ③全体環境目的・目標・プログラムの作成 ④環境側面の見直し ⑤環境法規制登録簿の作成 ⑥教育訓練プログラムの作成 ⑦各環境記録の保管 ⑧内部監査プログラムの作成 ⑨環境への負荷の自己チェックリストの作成 ⑩環境への取組の自己チェックリストの作成 ⑪環境活動レポートの作成・公表
部門長	①環境目的・目標達成のためマネジメントシステムを実施管理する ②環境側面の抽出 ③実施されたマネジメントシステムの維持 ④作業手順書の管理・実施 ⑤運用管理手順書の作成 ⑥教育訓練の実施 ⑦作業要員の能力認定を行い認定結果・基準を環境記録として保管 ⑧監視測定を実施し、結果を環境記録として保管
内部環境監査チーム	①環境マネジメントシステムが適切に実施・維持されているかの検証 ②監査結果に関する情報の理事長及び環境管理責任者への報告 ③内部監査規程により不適合の発見 ④内部監査計画書の作成 ⑤内部監査報告書の作成
実行責任者 (リーダー)	①環境目的・目標達成のためマネジメントシステムを実施管理する ②問題点の抽出、原因の追究と対策の立案、効果の確認 ③社員に対する啓蒙・啓発
環境会議	議長： 環境管理責任者 出席者： EA21(ISO)事務局・各部門長 開催頻度：月一回の開催とし議事録を環境記録として残す 目的： 環境マネジメントシステムの計画・実施・維持に関する審議・伝達及び環境マネジメントプログラムの進捗報告・審議

※太字はEA21のみ

一般廃棄物関連許可

一般廃棄物収集運搬業

許可権者 許可番号 許可の年月日 許可の有効期限	熊本市 第16R-11号 平成28年4月11日 平成30年3月31日	業種 収集運搬業 (「腐敗・揮発性を含む」)	品目 ごみ (「事業ごみと臨時の家庭ごみ」)	収集の区域 熊本市内 (北区植木町の区域を除く)
許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は下記のとおり			
ア 分別運搬	一般廃棄物は、「可燃物」「不燃物」「資源物」に分別して収集し、「可燃物」は環境工場へ、「不燃物」は環境センターへ、「資源物」は再生施設へ運搬すること。			
イ 騒音	早朝、夜間の収集の時は、騒音に注意すること。			
ウ 清潔	車両と車庫及びこれに付随する施設は、常に清潔に保つこと。			
エ 積付・保管	ごみの積付、保管を行わないこと。			

一般廃棄物処分業許可証

許可権者 熊本市	許可の年月日 平成29年3月8日	許可の有効期限 平成31年3月7日	
業の種類	取り扱う一般廃棄物の種類		
中間処理業	選別	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
	破碎	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（これらのうち、廃蛍光灯に係るものを含む）	
	破碎・選別	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
	圧縮	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃金属製品類	
	破碎・分級	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
	破碎・減容	廃プラスチック製品類（発砲スチロールに限る。）	
	破碎（移動式）・選別	廃木製品類、剪定木くず類、草類（他の一般廃棄物と分別して収集したものに限る。）	
	選別・破碎・洗浄	廃プラスチック製品類（廃ペットボトルに限る。）、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
	破碎	古紙類	
選別・圧縮・梱包	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類		

1 事業の用に供する全ての施設

(1) 中間処理施設（所在地：熊本市東区戸島町2874番地 外23筆）

施設名称等	施設の種類の	一般廃棄物の種類	処理能力	設置年月日
				(施設許可番号)
破碎処理施設	選別	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	16 t / 日 (8h)	平成12年12月20日
	破碎		4.1 t / 日 (8h)	平成12年12月20日
	破碎・選別		32 t / 日 (8h)	平成17年4月26日 (第0505号)
びん・缶選別工場	選別	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	48 t / 日 (8h)	破碎・分級施設の設置年月日は平成12年9月30日、それ以外の施設の設置年月日は平成3年3月1日 (第0002号)
	圧縮		16 t / 日 (8h)	
	圧縮		5.6 t / 日 (8h)	
	破碎・分級		16 t / 日 (8h)	
ペットボトル等選別工場	選別	廃プラスチック製品類	4.0 t / 日 (8h)	平成10年3月25日
	圧縮		4.5 t / 日 (8h)	平成19年6月1日
廃蛍光灯破碎施設	破碎	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃蛍光灯に限る。）	1.0 t / 日 (8h)	平成13年9月27日
破碎・減容施設	破碎・減容	廃プラスチック製品類	0.96 t / 日 (8h)	平成17年3月15日
選別・圧縮工場	選別	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類	40 t / 日 (8h)	平成12年8月31日 (第0001号)
	圧縮		168 t / 日 (8h)	
破碎・選別工場	破碎（移動式）・選別	廃木製品類、剪定木くず類、草類（他の一般廃棄物と分別して収集したものに限る。）	280 t / 日 (8h)	平成16年8月20日
ペットボトル破碎工場	選別・破碎・洗浄	廃プラスチック製品類（廃ペットボトルに限る。）	17 t / 日 (16h)	平成25年6月17日 (第1301号)
びん・ガラス破碎工場	選別・破碎・洗浄	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料用容器に限る。）	200 t / 日 (8h)	平成17年4月26日 (第0502号)
機密古紙破碎工場	破碎	古紙類	9.6 t / 日 (16h)	平成20年9月26日 (第0801号)
選別・プレス工場	選別・圧縮	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	100 t / 日 (8h)	平成20年9月26日 (第0802号)
選別工場	選別、圧縮・梱包	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	48 t / 日 (8h)	平成20年9月26日 (第1103号)

一般廃棄物関連許可

一般廃棄物処分業許可証（つづき）

1 事業の用に供する全ての施設

(1) 保管施設（所在地：熊本市東区戸島町2874番地 外23筆）

施設名称等	施設の種別	面積	保管容量	高さ	一般廃棄物の種類
破砕処理施設	選別	96㎡	200㎡	4m	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、 廃陶磁器製品類
	破砕				
	破砕・選別				
びん・缶選別工場	選別	361㎡	361㎡	4m	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
	圧縮				廃金属製品類
	破砕・分級	126㎡	354㎡	4m	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
ペットボトル等選別工場	選別	80㎡	280㎡	3.5m	廃プラスチック製品類
	圧縮				
廃蛍光管破砕施設	破砕	10㎡	8㎡	2.5m	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶 磁器製品類(廃蛍光管に限る。)
選別・圧縮工場	選別	745.9㎡	2457㎡	4m	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
	圧縮	198㎡	447㎡	4m	
破砕・減容施設	破砕・減容	12.0㎡	34㎡	0.75m	廃プラスチック製品類
破砕・選別工場	破砕(棒状式)・選別	208.1㎡	469.7㎡	4.0m	廃木製品類、剪定木くず類、草類(他の一般廃棄物と分別して 収集したものに限り。)
ペットボトル破砕工場	選別・破砕・洗浄	92.7㎡	143.3㎡	4.0m	廃プラスチック製品類(廃ペットボトルに限る。)
		194.0㎡	572.0㎡	4.0m	
びん・ガラス破砕工場	選別・破砕・洗浄	35.5㎡	63.0㎡	3.5m	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		34.8㎡	70.5㎡	4.0m	
		29.2㎡	40.1㎡	2.7m	
		282.0㎡	702.2㎡	4.0m	
機密古紙破砕工場	破砕	41.2㎡	35.9㎡	2m	古紙類
		7.6㎡	10.3㎡	1.35m	
選別・プレス工場	選別・圧縮	224㎡	536.7㎡	5m	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、 廃陶磁器製品類
		88.2㎡	206.4㎡	3.25m	
選別工場	選別・圧縮・梱包	181.3㎡	378.3㎡	4m	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、 廃陶磁器製品類

2 許可の条件

許可の条件	(1) 施設稼働に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく作業を行うとともに、騒音及び振動により生活環境保全上の支障が生じないように十分注意して行うこと。
	(2) 粉じん等により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

一般廃棄物関連許可

一般廃棄物収集運搬業

許可権者	大津町	業種	一般廃棄物の種類	業務の区域	
許可番号	第 6号	収集運搬業	事業系一般廃棄物と臨時の家庭ごみ	大津町全域	
許可の年月日	平成28年4月1日				
許可の有効期限	平成30年3月31日				
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物収集運搬業者は、業務区域内の一般廃棄物を大津町の収集計画に従い収集すること。 2 一般廃棄物収集運搬業者は、下記に該当する行為をしないこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法規に違反しないこと。 (2) 一般廃棄物の収集運搬に際し、不当の料金又は金品を要求する行為。 (3) 一般廃棄物の収集、運搬の拒否又は著しく迷惑をかける行為。 				

許可権者	菊陽町	業種	一般廃棄物の種類	業務の区域	
許可番号	第328号	収集運搬業	事業系一般廃棄物と臨時の家庭ごみ	菊陽町全域	
許可の年月日	平成28年4月1日				
許可の有効期限	平成30年3月31日				
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可区域内の許可された一般廃棄物を菊陽町の収集計画に従い収集すること（他市町村のごみ混入は厳禁） 2 業務に関し、不当な料金又は金品の請求等は名目の如何を問わず、一切の不当な要求等の行為を行わないこと 3 許可を受けた業務について、不当な業務の拒否、住民等に迷惑を及ぼす行為等を行わないこと 4 運搬車両は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講ずること 5 その他、許可業者として信用を失墜する行為等をおこなわないこと 				

許可権者	菊池市	業種	一般廃棄物の種類	業務の区域	
許可番号	第1702号	収集運搬業	事業系一般廃棄物と臨時の家庭ごみ	旧七城町及び旧泗水町の区域	
許可の年月日	平成29年4月1日	(保管・積替えを除く)	(し尿及び浄化槽汚泥等を除く)		
許可の有効期限	平成31年3月31日				
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令並びに市条例等を遵守し、一般廃棄物の適正な収集運搬をおこなうこと。 2 運搬した一般廃棄物の処理帳簿を整理し、月毎の処理実績を翌月10日までに報告すること。 3 一般廃棄物の受け取りに際し不当な料金又は金品を要求しないこと。 4 一般廃棄物の受け取り拒否又は住民に著しく迷惑をかける行為をしないこと。 5 この許可は、他人への譲渡又は貸与を禁ずる。 				

許可権者	合志町	業種	一般廃棄物の種類	業務の区域	
許可番号	第 76号	収集運搬業	一般廃棄物・臨時の家庭ごみ・食品残さ	合志町全域	
許可の年月日	平成29年4月1日		(保管・積替えを除く)		
許可の有効期限	平成31年3月31日				
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱業者は、作業区域内の一般廃棄物を市の収集計画に従い収集すること。 2 取扱業者は、次に該当する行為をしないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法規に違反する行為 (2) 一般廃棄物引取りに際し不当の料金又は金品を要求する行為。 (3) 一般廃棄物引取りの拒否又は住民に著しく迷惑をかける行為。 				

許可権者	益城町	業種	一般廃棄物の種類	業務の区域	
許可番号	第16-19号	収集運搬業	特定家庭用機器	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた区域に限る。	
許可の年月日	平成28年4月1日				
許可の有効期限	平成30年3月31日				
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に迷惑をかける行為をしないこと。 2 関係法令を遵守すること。 3 町長の指示に従うこと。 				

一般廃棄物処分業許可証

許可権者	大津町	許可の年月日	平成28年4月1日	許可の有効期限	平成30年3月31日
住所	熊本市東区戸島町2874番地				
氏名	有価物回収協業組合 石坂グループ				
代表者	代表理事 石坂孝光				
事業所の所在地	菊池郡大津町大字杉水字中谷3746番2外				
一般廃棄物の種類	一般廃棄物（木くず、廃プラスチック、紙くず、繊維くず）				
業務の区域	大津町内全域				
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処分業者は、業務区域内の一般廃棄物を大津町の処分計画に従い処分すること。 2 一般廃棄物処分業者は、下記に該当する行為をしないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法規に違反しないこと。 (2) 一般廃棄物の処分に際し、不当の料金又は金品を要求する行為。 (3) 一般廃棄物の処分の拒否又は著しく迷惑をかける行為。 				

産業廃棄物関連許可

産業廃棄物収集運搬業

許可権者 許可番号 許可の年月日 許可の有効期限 優良適合	熊本県 4301023165 平成28年9月1日 平成35年8月31日 優良	福岡県 400023165 平成28年7月23日 平成35年7月22日 優良	大分県 4402023165 平成23年6月19日 平成30年6月18日 優良	鹿児島県 4609023165 平成24年6月27日 平成31年6月26日 優良	佐賀県 4103023165 平成26年3月29日 平成33年3月28日 優良	宮崎県 4504023165 平成26年9月17日 平成31年9月16日 -	山口県 3500023165 平成25年11月12日 平成32年11月11日 優良
許可品目	燃え殻	○	○	○	○	○	○
	汚泥	○	○	○	○	○	○
	廃油	○	○	○	○	○	○
	廃酸	○	○				
	廃アルカリ	○	○				
	廃プラスチック類	○	○	○	○	○	○
	紙くず	○	○	○	○	○	○
	木くず	○	○	○	○	○	○
	繊維くず	○	○	○	○	○	○
	動植物性残さ	○	○	○	○	○	○
	ゴムくず	○	○	○	○	○	○
	金属くず	○	○	○	○	○	○
	ガラスくず※	○	○	○	○	○	○
	鉱さい	○	○	○	○	○	○
	がれき類	○	○	○	○	○	○
	動物のふん尿	○					
	動物の死体	○					
	ばいじん	○					
	令第13号	○					
	自動車等破砕物	○	○	○	○	○	○
石棉含有			○	○	○	○	

※ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可権者	熊本県	熊本市	山口県	福岡県	
許可番号	4351023165	8161023165	3550023165	4050023165	
許可の年月日	平成27年10月17日	平成27年8月8日	平成26年11月25日	平成24年1月23日	
許可の有効期限	平成34年10月16日	平成34年8月7日	平成33年11月24日	平成36年1月22日	
優良適合	優良	優良	優良	優良	
敬替・保管		面積20㎡ 高さ3m 容量27m ³			
許可品目	廃油 (揮発油類・灯油類・軽油類に限る)			○	
	廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る)	○	○	○	
	廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る)	○	○	○	
	特定有害燃え殻	カドミウム			○
		鉛			○
		六価クロム			○
		砒素			○
		セレン			○
	特定有害汚泥	ダイオキシン類			○
		水銀			○
		カドミウム			○
鉛				○	
有機燐				○	

産業廃棄物関連許可

特別管理産業廃棄物収集運搬業（つづき）

許可権者	熊本県	熊本市	山口県	福岡県		
許可番号	4351023165	8161023165	3550023165	4050023165		
許可の年月日	平成20年10月17日	平成27年8月8日	平成26年11月25日	平成24年1月23日		
許可の有効期限	平成34年10月16日	平成34年8月7日	平成33年11月24日	平成36年1月22日		
優良適合	優良	優良				
許可品目	特定有害汚泥	六価クロム				○
		砒素				○
		シアン				○
		トリクロロエチレン				○
		テトラクロロエチレン				○
		ジクロロメタン				○
		四塩化炭素				○
		1,2-ジクロロエタン				○
		1,1-ジクロロエチレン				○
		シス-1,2-ジクロロエチレン				○
		1,1,1-トリクロロエタン				○
		1,1,2-トリクロロエタン				○
		1,3-ジクロロプロペン				○
		チウラム				○
		シマジン				○
		チオベンカルブ				○
		ベンゼン				○
	セレン				○	
	ダイオキシン類				○	
	特定有害ばいじん	水銀				
		カドミウム				○
		鉛				○
		六価クロム				○
		砒素				○
		セレン				○
		ダイオキシン類				○
	特定有害光燐さび	水銀				○
		カドミウム				○
		鉛				○
		六価クロム				○
		砒素				○
		セレン				○
	特定有害廃油	トリクロロエチレン				○
		テトラクロロエチレン				○
		ジクロロメタン				○
		四塩化炭素				○
		1,2-ジクロロエタン				○
		1,1-ジクロロエチレン				○
		シス-1,2-ジクロロエチレン				○
		1,1,1-トリクロロエタン				○
		1,1,2-トリクロロエタン				○
		1,3-ジクロロプロペン				○
		ベンゼン				○
		特定有害	水銀			
	カドミウム					○
	鉛					○

産業廃棄物関連許可

特別管理産業廃棄物収集運搬業（つづき）

許可権者		熊本県	熊本市	山口県	福岡県	
許可番号		4351023165	8161023165	3550023165	4050023165	
許可の年月日		平成20年10月17日	平成27年8月8日	平成26年11月25日	平成24年1月23日	
許可の有効期限		平成34年10月16日	平成34年8月7日	平成33年11月24日	平成36年1月22日	
優良適合		優良	優良			
許可品目	特定有害廃棄物	有機燐			○	
		六価クロム			○	
		砒素			○	
		シアン			○	
		トリクロロエチレン			○	
		テトラクロロエチレン			○	
		ジクロロメタン			○	
		四塩化炭素			○	
		1,2-ジクロロエタン			○	
		1,1-ジクロロエチレン			○	
		1,1,1-トリクロロエチレン			○	
		1,1,2-トリクロロエタン			○	
		1,3-ジクロロプロペン			○	
		チラウム			○	
		シマジン			○	
		チオベンカルブ			○	
		ベンゼン			○	
		セレン			○	
		ダイオキシン類			○	
	特定有害廃アルカリ	水銀				○
		カドミウム				○
		鉛				○
		有機燐				○
		六価クロム				○
		砒素				○
		シアン				○
		トリクロロエチレン	○	○		○
		テトラクロロエチレン	○	○		○
		ジクロロメタン	○	○		○
		四塩化炭素	○	○		○
		1,2-ジクロロエタン	○	○		○
		1,1-ジクロロエタン	○	○		○
		1,1,1-トリクロロエチレン	○	○		○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○		○		
1,3-ジクロロプロペン	○	○		○		
チラウム	○	○		○		
シマジン	○	○		○		
チオベンカルブ	○	○		○		
ベンゼン	○	○		○		
セレン				○		
ダイオキシン類				○		
廃石綿等					○	

産業廃棄物関連許可

産業廃棄物処分業許可証

許可権者 熊本市	許可の年月日 平成25年9月12日	許可の有効期限 平成31年3月7日	
業の種類		取り扱う産業廃棄物の種類	
中間処理業	切断	廃プラスチック類、木くず、金属くず	
	圧縮	廃プラスチック類、金属くず、紙くず、繊維くず	
	剥離	廃プラスチック類、金属くず	
	切断・分離	廃プラスチック類、金属くず	
	選別・解体	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	
	選別	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	
	破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち、廃蛍光管に係るものを含む）	
	破碎・選別	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	
	破碎・分級	ガラスくず及び陶磁器くず	
	破碎・減容	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る。）	
	破碎（移動式）・選別	木くず	
	選別・破碎・洗浄	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）、ガラスくず及び陶磁器くず（廃飲料容器に限る。）	
	破碎	紙くず	
選別、圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		

1 事業の用に供する全ての施設

(1) 中間処理施設（所在地：熊本市東区戸島町2874番地 外23筆）

施設名称等	施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日
				(施設許可番号)
金属リサイクル工場	切断	廃プラスチック類、木くず、金属くず	68.8 t / 日 (8 h)	平成12年12月20日
	圧縮	廃プラスチック類、金属くず	5.6 t / 日 (8 h)	平成3年3月11日
	剥離		3.0 t / 日 (8 h)	平成12年12月20日
	切断・分離	廃プラスチック類、金属くず	2.5 t / 日 (8 h)	平成12年12月20日
廃自動車等解体工場	選別・解体	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	30台 / 日 (8 h)	平成12年12月20日
破碎処理工場	選別	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	16 t / 日 (8 h)	平成12年12月20日
	破碎		4.1 t / 日 (8 h)	平成12年12月20日
	破碎・選別		32 t / 日 (8 h)	平成17年4月26日 (第0504号)
びん・缶選別工場	選別	金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	48 t / 日 (8 h)	平成3年3月1日
	圧縮	金属くず	16 t / 日 (8 h)	平成3年3月1日
	圧縮	金属くず	5.6 t / 日 (8 h)	平成3年3月1日
	破碎・分級	ガラスくず及び陶磁器くず	16 t / 日 (8 h)	平成12年9月30日
ペットボトル等選別工場	選別	廃プラスチック	4.0 t / 日 (8 h)	平成10年3月25日
	圧縮		4.5 t / 日 (8 h)	平成19年6月1日
廃蛍光管破碎施設	破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（これらのうち、廃蛍光管に限る。）	1.0 t / 日 (8 h)	平成13年9月27日
破碎・減容施設	破碎・減容	廃プラスチック	0.96 t / 日 (8 h)	平成17年3月15日
選別・圧縮工場	選別	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず	40 t / 日 (8 h)	平成12年8月31日
	圧縮		168 t / 日 (8 h)	平成12年8月31日
破碎・選別工場	破碎（移動式）・選別	木くず	280 t / 日 (8 h)	平成15年11月11日 (第0302号)
ペットボトル破碎工場	選別・破碎・洗浄	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）	17 t / 日 (16 h)	平成25年6月17日 (第1301号)
びん・ガラス破碎工場	選別・破碎・洗浄	ガラスくず及び陶磁器くず（廃飲料容器に限る。）	200 t / 日 (8 h)	平成17年4月26日
機密古紙破碎工場	破碎	紙くず	9.6 t / 日 (16 h)	平成20年9月26日
選別・プレス工場	選別・圧縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	100 t / 日 (8 h)	平成20年9月26日
選別工場	選別、圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	48 t / 日 (8 h)	平成23年8月9日

産業廃棄物関連許可

産業廃棄物処分業許可証（つづき）

1 事業の用に供する全ての施設

(1) 保管施設（所在地：熊本市東区戸島町2874番地 外23筆）

施設名称等	施設の種類	面積	保管容量	高さ	一般廃棄物の種類
金属リサイクル工場	切削	200㎡	447㎡	3m	廃プラスチック類、木くず、金属くず
	圧縮	16㎡	16㎡	4m	廃プラスチック類、金属くず
	剥離	19㎡	37㎡	4m	
	切削・分選	9.5㎡	18.5㎡	4m	
廃自動車等解体工場	選別・解体	80㎡	18台	4m	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず
破砕処理工場	選別	96㎡	200㎡	4m	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
	破砕				
	破砕・選別				
びん・缶選別工場	選別	361㎡	361㎡	4m	金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず
	圧縮				金属くず
	破砕・分選				ガラスくず及び陶磁器くず
ペットボトル等選別工場	選別	80㎡	280㎡	3.5m	廃プラスチック
	圧縮				
廃蛍光管破砕施設	破砕	10㎡	8㎡	25m	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）
選別・圧縮工場	選別	745.9㎡	2,457㎡	4m	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず
	圧縮	198㎡	447㎡	4m	
破砕・減容施設	破砕・減容	12.0㎡	3.4㎡	0.75m	廃プラスチック
破砕・選別工場	破砕（稼働式）・選別	208.1㎡	469.7㎡	4m	木くず
ペットボトル破砕工場	選別・破砕・洗浄	92.7㎡	143.3㎡	4m	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）
		194.0㎡	702.2㎡	4m	
びん・ガラス破砕工場	選別・破砕・洗浄	35.5㎡	63.0㎡	3.5m	ガラスくず及び陶磁器くず（廃飲料容器に限る。）
		34.8㎡	70.5㎡	4m	
		29.2㎡	702.2㎡	4m	
		282㎡	702.2㎡	4m	
機密古紙破砕工場	破砕	41.2㎡	35.9㎡	2m	紙くず
		7.6㎡	10.3㎡	1.35m	
選別・プレス工場	選別・圧縮	224㎡	536.7㎡	5m	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず
		88.2㎡	206.4㎡	3.25m	
選別工場	選別・圧縮・梱包	181.3㎡	378.3㎡	4m	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず

2 許可の条件

許可の条件	(1) 施設稼働に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく作業を行うとともに、騒音及び振動等により生活環境保全上の支障が生じないように十分注意して行うこと。
	(2) 粉じん等により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

産業廃棄物関連許可

産業廃棄物処分業許可証

1 事業の範囲

許可権者 熊本県	許可の年月日 平成28年2月24日	許可の有効期限 平成35年2月11日	
事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類	
中間処理業	圧縮	紙くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック類（これらのうち自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	
	解体・選別	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類（これらのうち自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	
	選別	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	
	破砕①	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去によって生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち蛍光灯に限り、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	
	破砕②	紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	
	圧縮・固化	紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	

2 事業の用に供する全ての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
圧縮	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2ほか	平成11年2月5日	198.9 t / 日 (8 h)
解体・選別	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2ほか	平成11年2月5日	32 t / 日 (8 h)
選別	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2ほか	平成11年11月6日	78 t / 日 (8 h)
破砕①	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2ほか	平成14年4月25日	1.0 t / 日 (8 h)
破砕②	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2ほか	平成16年7月1日	4.4 t / 日 (8 h)
圧縮・固化	熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2ほか	平成16年7月1日	4.4 t / 日 (8 h)

3 許可の条件

許可の条件	(1) 熊本県産業廃棄物指導要領を遵守すること。
	(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。
	(3) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。

事業計画概要

(平成29年1月1日現在)

※許可の内容に関する詳細は、P5～P7をご確認下さい。

【全体計画の概要】

(業務概要)

一般、産業廃棄物の収集運搬業・処分業、有価物資源の再資源化、各自治体の資源物に関する委託事業、循環型社会システムの構築事業、リサイクル関連環境教育の指導・研修業務、環境コンサルティング事業、古物販売事業

(主な品目の例年実績から見込量)

・一般廃棄物	23,200t/年
・産業廃棄物	15,500t/年
・有価物	121,700t/年
・合計	160,400t/年

【環境保全措置の概要】

- ・廃棄物の飛散・流出を防止するため、専用容器などを利用し、シートによる被覆やロープ固定を行い運搬する。
- ・ドラム缶等は、運転中に転倒しないように、ワイヤーにて固定する。
- ・解体工事等に伴い生じた石綿含有廃棄物の収集・運搬を行う場合には、破碎又は破断することのないよう原形のまま整然と積込み、飛散防止措置としてシートで覆って運搬する。また、その他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等、注意して運搬する。

- ・特別管理産業廃棄物(廃バッテリー)の運搬においては、荷くずれ等ないよう常に荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散流出しないようにシート等で覆う。

- ・特別管理産業廃棄物(廃アルカリ(液状))の運搬においては、プラスチック容器に入れ、荷崩れ等ないように常に荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散流出しないようにシート等で覆う。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守する。

(処理及び施設に関する措置)

- ・始業前には施設、作業場内に亀裂や損傷がないか、屋根に漏水や損傷等がないか確認し、万一異常が確認された場合は早急に修理する。

- ・処理施設に過剰に負荷が掛からないように、搬入時の計量等で搬入量を確認し、処理施設への廃棄物投入量が処理能力を超えないようにする。

- ・処理に伴う排水は水処理施設にて処理後、可能な限り再利用水として使用する。放流する場合は、基準値を達成できる水質に処理後に放流する。また、定期的に処理水の検査を実施し、水質を確認する。

- ・処理施設はすべて建屋内に設置し、特に著しい騒音が発生する施設は専用の防音室内に設置して騒音の影響を防止する。また、重機等による場内作業は丁寧に行い必要以上の騒音が発生しないように指導する。

- ・処理施設はすべてコンクリート基礎の上に固定し、振動の発生を軽減する。重機等による場内作業は丁寧に行い必要以上の振動が発生しないように指導する。

- ・処理施設はすべて建屋内に設置し、洗浄処理工程及び破碎物の輸送はダクト式を採用し粉じんの発生を防止する。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守する。

(その他の環境配慮等)

ISO14001やエコアクション21の認証を受け、環境負荷の軽減やエネルギーの知的利用促進及びコスト削減の追及を実施し、最適な企業活動を推進して。また、リサイクル事業及び廃棄物処理事業を通じ、地域社会の環境保全への取組をサポートできるように有益な環境活動を追及する。

事業計画の概要

施設及び処理状況(収集運搬業)

〔全保有台数〕	126台
＜内訳＞	
キャブオーバ	27台
塵芥車	42台
高所作業車	2台
コンテナ専用車	2台
脱着装置付コンテナ専用車	10台
ダンプ	9台
バン	11台
箱型	12台



〔低公害車の導入の状況〕平成29年9月現在
 ＜低排出ガス車の導入状況＞

※ 熊本地震の災害廃棄物の運搬量が把握できず、収集運搬量が減少しています

平成12年基準適合/PM75%低減ディーゼル車	9台 (7.1%)
平成12年基準適合/PM85%低減ディーゼル車	4台 (3.2%)
平成17年基準適合/PM10%低減重量車	16台 (12.7%)
平成17年基準適合/75%低減車	19台 (15.1%)
平成19年規制適合車	1台 (0.8%)
平成21年基準適合車	1台 (0.8%)
平成21年基準適合車/10%低減車	3台 (2.4%)
平成22年規制適合車	2台 (1.6%)
平成22年規制適合/10%低減車	19台 (15.1%)

＜低燃費車の導入状況＞

平成22年度燃費基準達成車	3台 (2.4%)
平成27年度燃費基準達成車	35台 (27.8%)
平成32年度燃費基準達成車	3台 (2.3%)

運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況(文字表記)

(平成29年6月1日現在)

場所: 熊本県熊本市東区戸島町2870-1外

品目: 廃酸(特別管理産業廃棄物、廃バッテリーに限る)

廃アルカリ(特別管理産業廃棄物、廃バッテリーに限る)

面積: 20m²

高さ: 3.0m

最大保管数量: 27m³

積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量(文字表記)

施設及び処理状況(処分業)

(平成29年6月1日現在)

【本社工場】熊本県熊本市東区戸島町2874-1

■金属リサイクル工場

- ・切断 H12年12月20日 68.8t/日(プ、木、金)
- ・圧縮 H3年3月1日 5.6t/日(プ、金)
- ・剥離 H12年12月20日 3.0t/日(プ、金)
- ・切断・分離 H12年12月20日 2.5t/日(プ、金)

■廃自動車等解体工場

- ・選別・解体 H12年12月20日 30台/日(プ、油、紙、木、織、ゴ、金、陶)

■破碎処理工場

- ・選別 H12年12月20日 16t/日(プ、紙、木、織、ゴ、金、陶、が)
- ・破碎 H12年12月20日 4.1t/日(プ、紙、木、織、ゴ、金、陶、が)
- ・破碎・選別 H17年4月26日 32t/日(プ、紙、木、織、ゴ、金、陶、が)

■びん・缶選別工場

- ・選別 H3年3月1日 48t/日(金、陶)
- ・圧縮 H3年3月1日 16t/日(金)
- ・圧縮 H3年3月1日 5.6t/日(金)
- ・破碎・分級 H12年9月30日 16t/日(陶)

■ペットボトル等選別工場

- ・選別 H10年3月25日 4.0t/日(プ)
- ・圧縮 H19年6月1日 4.5t/日(プ)

■廃蛍光管破碎施設

- ・破碎 H13年9月27日 1.0t/日(プ、金、陶(廃蛍光管に限る))

■破碎・減溶施設

- ・破碎・減溶 H17年3月15日 0.96t/日(プ)

■選別・圧縮工場

- ・選別 H12年8月31日 40t/日(プ、紙、織)
- ・圧縮 H12年8月31日 168t/日(プ、紙、織)

■破碎・選別工場

- ・破碎(移動式)・選別 H15年11月11日 280t/日(木)

■ペットボトル破碎工場

- ・選別・破碎・洗浄 H20年9月19日 17t/日(プ(廃ペットボトルに限る))

■びん・ガラス破碎工場

- ・選別・破碎・洗浄 H17年4月26日 200t/日(陶(廃飲料用容器に限る))

■機密古紙破碎工場

- ・破碎 H20年9月26日 9.6t/日(紙)

■選別・プレス工場

- ・選別・圧縮 H20年9月26日 100t/日(プ、紙、木、織、ゴ、金、陶)

■選別工場

- ・選別・圧縮・梱包 H23年8月9日 48t/日(プ、紙、木、織、ゴ、金、陶)

【大津事業所】熊本県菊池郡大津町杉水字中谷3746番2外

- ・圧縮 H11年2月5日 198.9t/日(紙、プ、金、織)
- ・解体・選別 H11年2月5日 32t/日(プ、木、金、陶)
- ・選別 H11年11月6日 78t/日(紙、織、が)
- ・破碎1 H14年4月25日 1.0t/日(陶)
- ・破碎2 H16年7月1日 4.4t/日(紙、木、織、プ)
- ・圧縮・固化 H16年7月1日 4.4t/日(紙、木、織、プ)

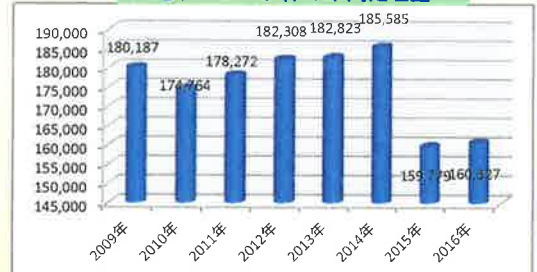
『備考』()内は処理する産業廃棄物の種類

紙：紙くず、プ：廃プラスチック類、木：木くず、金：金属くず、織：繊維くず、陶：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、が：がれき類、ゴ：ゴムくず、油：廃油 を表します。

※設備の構造及び概要は、「事業場の処理工程図」をご参照ください。

※環境保全のため、施設はすべて建屋内のコンクリート基礎上に設置しています。これにより、粉じんの飛散、雨水等の汚濁、騒音・振動の発生等を防止しています。

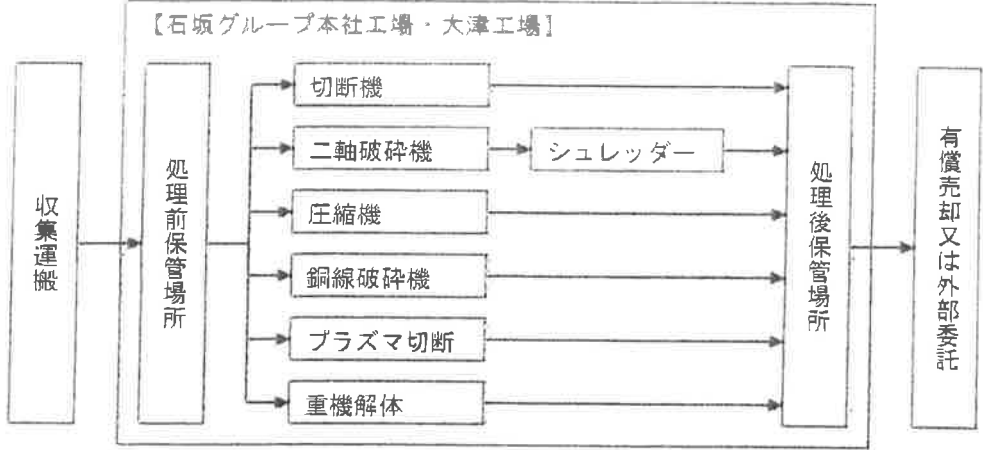
●グループ全体の中間処理量



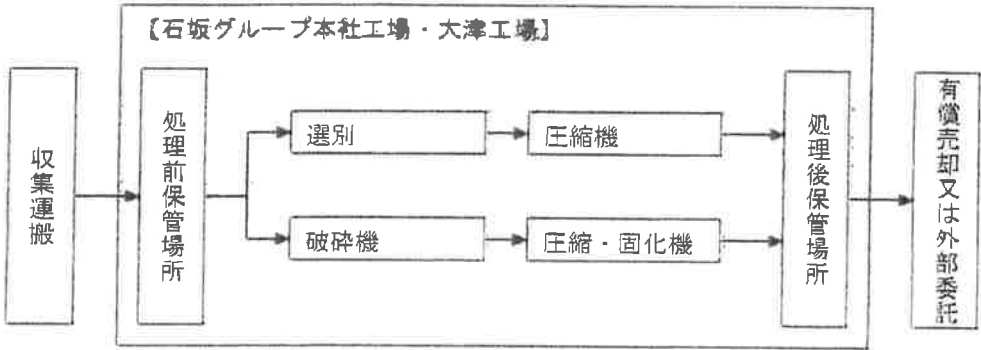
※2015年度より㈱九州環境ネットワークを利用した共同物流を活用し、名目上取扱量が減少しております。

処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要(文字表記)

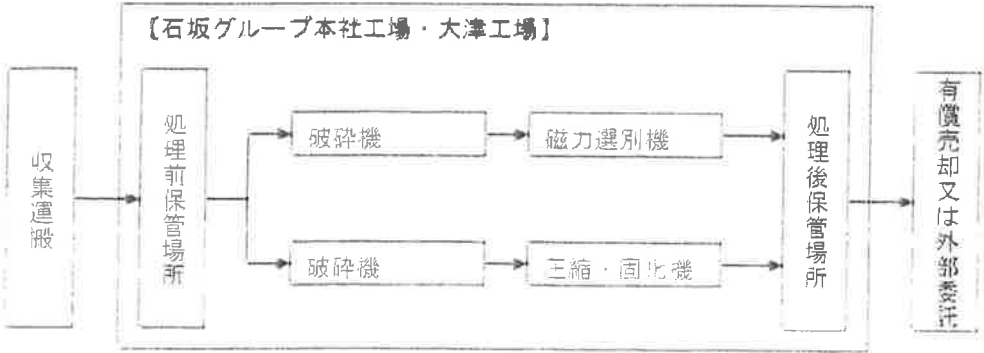
①金属くず



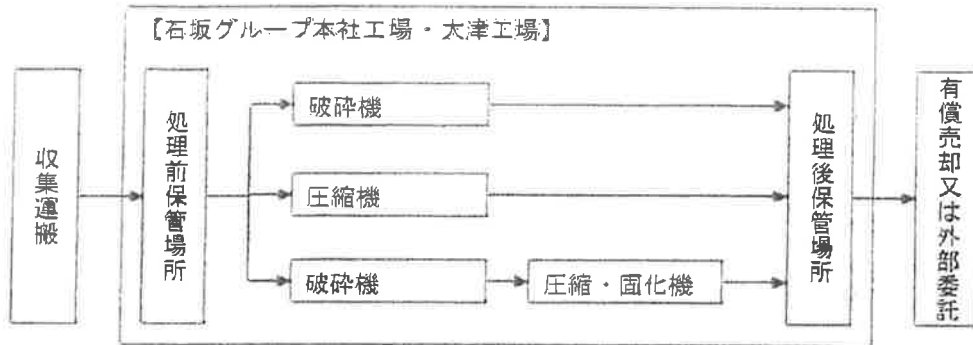
②紙くず



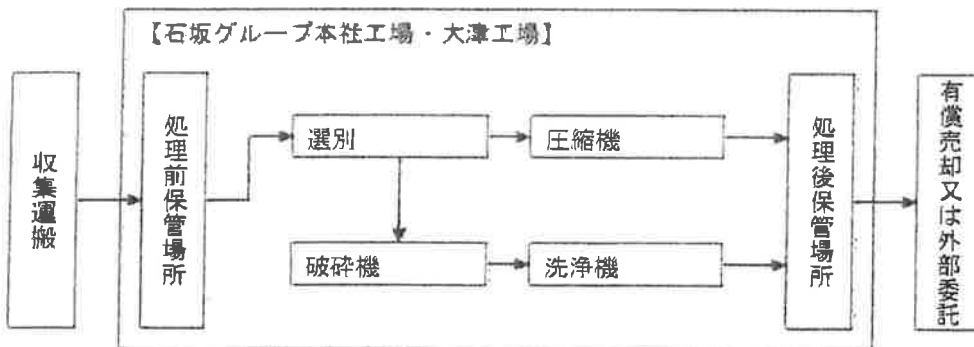
③木くず



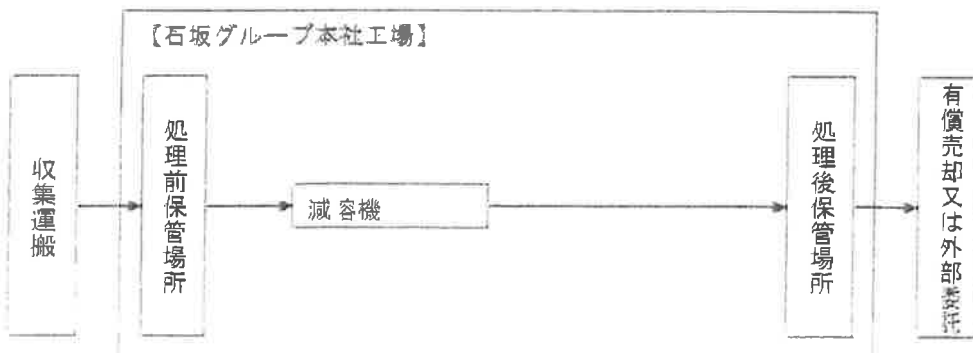
④ 廃プラスチック類



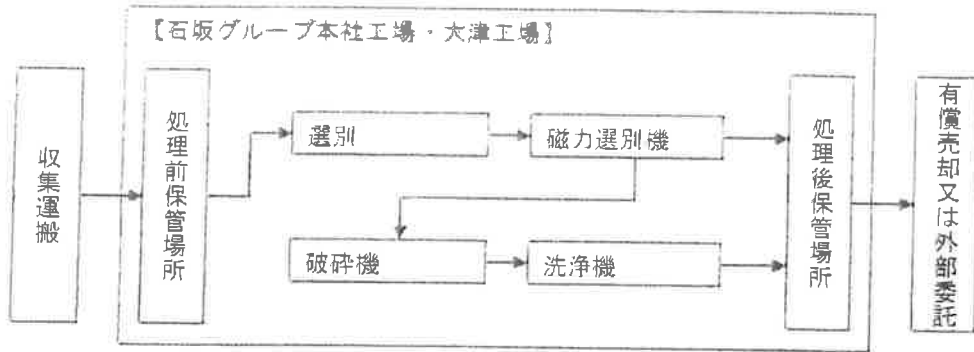
⑤ ペットボトル (廃プラスチック類)



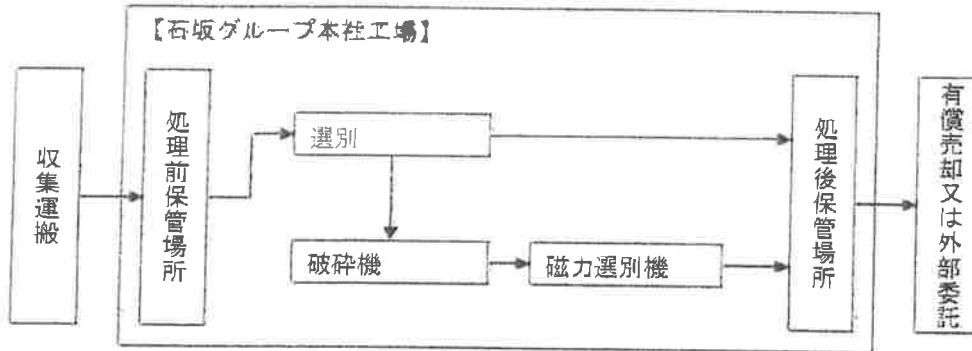
⑥ 発泡スチロール (廃プラスチック類)



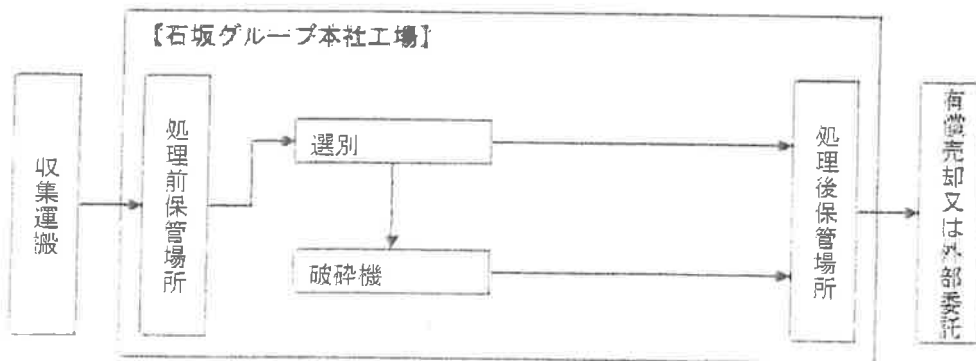
⑦ビン缶（ガラスくず・金属くず）



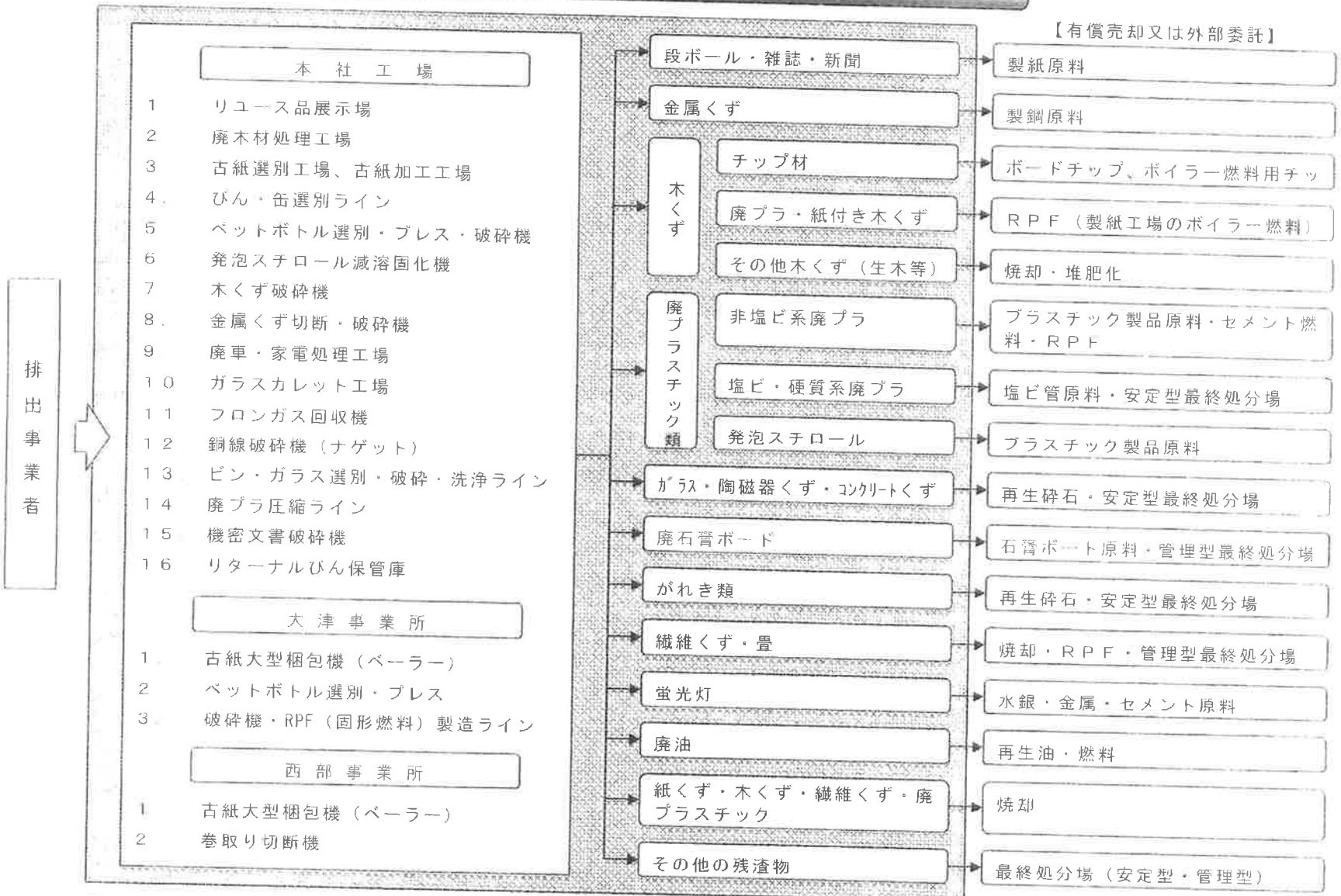
⑧がれき類



⑨蛍光灯（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類）



有価物回収協業組合石坂グループ 全体処理工程



前年度実績(産業廃棄物：H28.6～H29.5)

受入量：25,073.4 t

持出量：14,756.3 t

受託した一般廃棄物の処理量

2016年(2015年12月~2016年11月)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量 (t)	
(i) 収集運搬	ビン缶		3,612.9	
	ペットボトル		1,041.5	
	可燃物		5,478.5	
	不燃物		663.4	
	紙屑		670.7	
	木屑		12.0	
	古布(ボロ)		0.3	
	ガラス陶磁器屑		10,568.6	
	金属屑		1,563.0	
	焼却灰(主灰・飛灰)		4,070.9	
収集運搬量合計			27,681.8	
(ii) 中間処理	可燃物	選別	2075.1	
	不燃物	選別	781.1	
	古布(ボロ)	選別	92	
	ガラス陶磁器屑	選別	12237.9	
	ビン缶	選別	4134.5	
	ペットボトル	選別・破碎・洗浄	1097.7	
	紙屑	選別・圧縮	990.7	
	木屑	破碎	306.1	
	金属屑	破碎・選別	1605.4	
	容器プラスチック	選別	0	
	小計			23320.5
	うち 再資源化等	古布(ボロ)		92.0
		ビン缶		4134.5
ペットボトル			1097.7	
紙屑			990.7	
木屑			306.1	
金属屑			1605.4	
容器プラスチック			0	
再資源化等量小計			8226.1	
中間処理合計			23320.5	
(iv) 中間処理後の一般廃棄物	最終処分	不燃残渣(熊本市以外)	642.0	
		不燃残渣(熊本市)	689.4	
		最終処分等量小計	1331.4	
	再資源化等	可燃残渣(熊本市)		949.6
		可燃(大型ゴミ)		102.9
		容器プラ		0.0
		乾電池		78.5
	再資源化等量小計			1131.0
中間処理後処分量合計			2482.4	

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量 (t)	
(i) 収集運搬	廃油		11.1	
	(廃プラスチック)		7,301.6	
	(紙くず)		126.4	
	(木くず)		2,892.6	
	(繊維くず)		32.4	
	(金属くず)		1,693.3	
	(ガラス・陶磁器くず)		3,440.0	
	(がれき類)		7,287.6	
	石綿含有産業廃棄物 その他		60.3 1,443.1	
収集運搬量合計			24,288.4	
(ii) 中間処理	(廃油)	選別	29.2	
	(廃プラスチック)	破碎 圧縮	636.5 222.4	
	(がれき類)	選別	3107.3	
		圧縮・固化	715.1	
	(ガラス陶磁器屑)	破碎・減容	4.0	
		破碎	61.3	
	(木くず)	選別	4521.9	
		破碎	602.5	
	(繊維くず)	選別	1943.8	
		破碎	2076.5	
	(金属くず)	選別	845.3	
		圧縮・固化	0.0	
	(紙くず)	選別	44.4	
		破碎	991.6	
	石綿含有産業廃棄物	選別	798.0	
		圧縮	115.2	
	うち 再資源化等	選別	15.8	
		選別	40.0	
	小計			16770.8
	うち 再資源化等	(廃油)		27.6
		(木くず)		2515.9
(金属くず)			1627.6	
(紙くず)			130.8	
(ガラス・陶磁器くず)			860.5	
(廃プラスチック)			1216.2	
再資源化等量小計			6378.6	
中間処理合計			16770.8	
(iii) 最終処分				
最終処分量合計			0	
(iv) 中間処理後の産業廃棄物	最終処分	ガラス・陶磁器屑	安定型処分 管理型処分	817.6 934.4
		管理型混廃	焼却	
			管理型処分	
		がれき	安定型処分	2016.8
			管理型処分	0.0
		金属くず	焼却	40.8
			破碎	12.2
		廃プラスチック	焼却	778.7
			管理型処分	153.6
			安定型処分	552.7
	石綿含有産業廃棄物	安定型処分	42.6	
	最終処分等量小計			5349.4
	再資源化等	木くず	破碎	311.2
			破碎・固化	838.5
		廃プラスチック	破碎	109.7
			溶解	47.3
			還元	347.4
			破碎・固化	270.2
			焼成	1840.4
			焼却	161.4
		ガラス・陶磁器屑	破碎	893.8
金属くず		溶解	49.6	
繊維くず		破碎・固化	28.4	
ガラスくず	乾燥	183.1		
がれき	破碎	2776.1		
再資源化等量小計			7857.1	
中間処理後処分量合計			13206.5	

環境目標と環境活動計画

環境目標

中長期の環境目標は、2014年度実績を基準として、下記のとおり設定しました。

項目	単位	基準 2014年度	環境目標		
			2015年	2016年	2017年
工場の二酸化炭素排出量	生産・加工量あたり（電気・燃料（軽油・灯油）） kg-CO ₂ / t	27.09	-	25.74	25.74
			-	(95%以内)	(95%以内)
	稼働時間当たり（燃料（重油）） kg-CO ₂ / h	54.21	-	51.5	51.5
			-	(95%以内)	(95%以内)
収集運搬の二酸化炭素排出量	収集運搬量あたり kg-CO ₂ / t	14.92	7.32	14.17	14.17
			(1%削減)	(95%以内)	(95%以内)
水使用量	生産・加工量あたり m ³ / t	0.5260	0.127	0.500	0.500
			(1%削減)	(95%以内)	(95%以内)
廃棄物等排出量	リサイクル率 %	97.2	95%以上	95%以上	95%以上
工場見学、体験学習者	工場見学・ 体験学習者数 人	3,240	2,000	2,000	2,000
グリーン商品（事務用品）	購買率 %	60	60	60	60
			(現状維持)	(現状維持)	(現状維持)

※2016年度及び2017年度は熊本地震における災害ごみ運搬処理及びPETボトルの取扱増加等により低比重の品物を多く扱うこととなり、また相場低迷により製品を在庫する為に中間処理量（出荷ベース）当たりから電気・燃料（軽油・灯油）を生産・加工量あたりに、燃料（重油）を稼働時間当たりに変更し、基準年である2014年度（27.09kg-CO₂/t、54.21kg-CO₂/h）よりマイナスの目標となっております。

環境活動計画

環境目標を達成するため、環境活動計画を下記の通り設定しました。

項目	2016年度	責任部門・担当者
工場の二酸化炭素排出量	・選別量・加工量の向上	本社工場 小井手課長
	・加工計画の見直し	西部事業所 上村参与
	・エアコンの使用温度の厳守	大津事業所 田代課長
収集運搬の二酸化炭素排出量	・収集コースの見直し	本社工場 曾我部部長代理
	・荷造り講習会の実施	西部事業所 田上係長
	・省燃費運転講習会の実施	大津事業所 三谷係長
水使用量	・節水表示の改善	本社工場 辻崎課長
	・漏水早期発見	
	・雨水タンク増設等の設備改善検討	
廃棄物等排出量	・各部門での知識向上研修会の実施	本社工場 佐藤課長代理
	・廃棄物からのリユース量の向上	
	・最終残さの削減	
工場見学、体験学習者	・企業向け、一般向けビデオの作成	本社工場 馬島主任
	・工場内での安全・清掃活動の実施	
グリーン商品（事務用品）	・購入リストに基づく購入を行う	本社工場 辻崎課長
	・省エネルギー基準適合製品を購入する	

グループ全体の物質収支

工場系

エネルギー投入量 (単位: MJ)

	電気	化石燃料	合計
本社工場	21,122,507	12,473,631	33,596,138
大津事業所	4,486,196	2,255,073	6,741,269
西部事業所	739,609	673,757	1,413,366
合計	26,348,312	15,402,461	41,750,773

水使用量 (単位: m3)

	水使用量
本社工場	35,962
大津事業所	607
西部事業所	232
合計	36,801

中間処理		
	一般廃棄物	23,321 t
	産業廃棄物	16,771 t
	有価物	120,736 t
	合計	160,827 t ※1

再資源化等量	
一般廃棄物	9,357 t
産業廃棄物	14,236 t
有価物	120,736 t ※2
合計	144,329 t ※1

別途再資源化へ

単純焼却 最終処分	
一般廃棄物	1,331 t
産業廃棄物	5,349 t
合計	6,681 t ※1

CO2排出量 (単位: kg-CO2)

	電気	化石燃料	合計
本社工場	1,254,888	856,266	2,111,154
大津事業所	266,525	154,182	420,707
西部事業所	43,940	46,102	90,042
合計	1,565,353	1,056,550	2,621,903

※1 入出荷のタイムラグがあるため、中間処理=再資源化+単純焼却最終処分量にはなっていません

※2 廃棄物から再資源化されたものも含まれます。

※3 CO2の排出係数は、H26年度九州電力のCO2の実排出係数0.584kg-CO2/kwhを使用しています。この係数は3年間使用します。

輸送系

エネルギー投入量 (単位: MJ)

	化石燃料
本社工場	19,859,516
大津事業所	2,409,771
西部事業所	477,968
合計	22,747,255

一般廃棄物	27,682
産業廃棄物	24,288
有価物	33,933
合計	85,903

燃料使用量	
軽油	533,679 ㍓
ガソリン	28,312 ㍓
BDF	39,343 ㍓

燃費	
パッカー車	4.15 km/㍓
大型車	3.17 km/㍓
その他	6.26 km/㍓

CO2排出量 (単位: kg-CO2)

	化石燃料
本社工場	1,273,454
大津事業所	165,551
西部事業所	32,836
合計	1,471,841

環境目標と実績

地球温暖化防止のために（※1）

「二酸化炭素排出量」について、2016年度は、工場は電気や燃料（軽油・灯油）の生産加工量あたりは達成しましたが、燃料（重油）の稼働時間あたりについては達成できませんでした。また収集運搬量も達成できませんでした。収集運搬量が達成できなかった原因として、熊本地震において、災害ゴミ関係の収集において、運搬数量の把握が出来なかったことPETボトルや木屑等の低比重の品物を多く扱った為です。

水資源保護のために（※2）

「水使用量」について、2016年度は、環境目標を達成できませんでした。環境目標が達成できなかった原因としては、2014年度の基準年との違いはPETフレックプラントにて、製品品質の悪化により再利用水を減少させ、地下水を使用して為と考えられます。また熊本地震時、当社は地下水により断水にならなかった為に地域住人への生活用水としての使用を解放しました。

循環型社会形成推進のために（※3）

工場からの廃棄物等排出量の「リサイクル率」について、2016年度は、環境目標を達成できました。

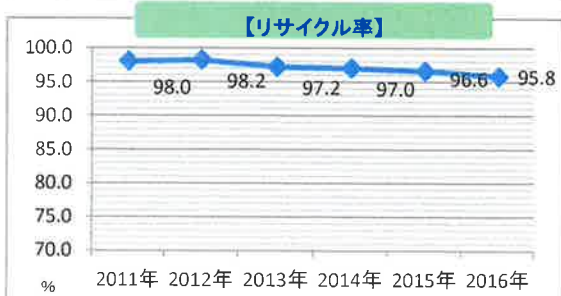
地域・社会貢献のために（※4）

工場見学・体験学習者数について、2016年度は、環境目標を達成できました。

項目	単位	2014年度 実績	2016年度		主な環境行動計画	評価	備考	
			目標	実績				
二酸化炭素排出量	工場	総量	2,136,500	-	2,366,927	・選別量・加工量の向上 ・加工計画の見直し	× △	※1
		生産加工量あたり	27.09	25.74	19.85	・エアコンの使用温度の厳守	○	
	工場	総量	274,973	-	251,976	・選別量・加工量の向上 ・加工計画の見直し	× △	※1
		稼働時間あたり	54.21	51.5	53.5	・電気と重油の使用量の見直し	△	
	収集運搬	総量	1,351,950	-	1,471,841	・収集コースの見直し ・荷造り講習会の実施	× ○	※1
		収集運搬量あたり	14.92	14.17	16.30	・省燃費運転講習会の実施	○	
水使用量	総量	15,867	-	36,801	・節水表示の改善 ・漏水早期発見	○ ○	※2	
	生産加工量あたり	0.5260	0.5000	1.0900	・雨水タンク増設等の設備改善検討	×		
廃棄物排出量	再資源化等量	159,645	-	159,423	・各部門での知識向上研修会の実施 ・廃棄物からのリユース量の向上	○ △	※3	
	単純焼却最終処分量	4,928	-	6,681	・最終残さの削減	×		
	リサイクル率	97.2%	95%以上	95.8%		○		
工場見学・体験学習者数	人	3,240	2,000	2,152	・企業向け、一般向けビデオの作成	○	※4	
				目標達成	・工場内での安全・清掃活動の実施	△		

※環境目標は、2014年度実績を元に設定しています

※CO2の排出係数は、H26年度九州電力のCO2の実排出係数0.584kg-CO2/kwhを使用しています。この係数は3年間使用します。



環境関連法規等の遵守状況

ISO-EA21事務局及び部門長は、年1回、順法性の確認を行い、環境記録として保管しています。問題が発見された場合は、環境管理責任者の下、是正処置及び予防処置を実施しています。2016年度は、当社グループによる環境関連法規違反、環境に重大な影響を与える事故、訴訟はありませんでした。

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

実施日：2017年6月22日

評価者：草野哲示

法規制等	遵守項目	遵守	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	許可		
	○一般廃棄物処理業の許可	■	
	○一般廃棄物収集運搬業の許可	■	
	○産業廃棄物処理業の許可	■	
	○産業廃棄物収集運搬業の許可	■	
	○古物商の許可	■	
	○技術管理者の設置	■	
	○変更の際の届出及び許可	■	
	○帳簿の記載及び県、市への年間報告(要求時のみ)	■	
	契約		
	○一般廃棄物の顧客との契約	■	営業
	○産業廃棄物の顧客との契約	■	営業
	○産業廃棄物最終処分場との契約	■	営業
	○行政との委託契約	■	事務局
	マニフェスト伝票		
○マニフェストの管理と保管	■		
表示			
○廃棄物置き場下の表示	■		
○保管場所の指定	■		
消防法	届出		
	○防火管理者の選任届け	■	
	○危険物取扱所設置許可申請	■	
	○消防用設備等設置届出書	■	
	○少量危険物、指定可燃物貯蔵・圧縮アセチレン等取扱い届出書	■	
	○防火対象物使用開始届出書	■	
	○防火計画の作成、実施	■	
	○消防訓練の実施及び防火上の教育	■	
	○火災予防上の自主検査	■	
	○変電設備の届け出書	■	
浄化槽法	届出		
	○浄化槽設置届出	■	
	○設置検査及び使用開始後検査	■	
	○月次点検	■	毎月 事務局保管
○年次点検	■	1月実施	
熊本県公害防止条例	届出		
○騒音特定施設設置届出	■		
特定食品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律	登録		
	○第1種フロン類回収業者の登録	■	
	フロン破壊証明	■	
	フロン管理表	■	
	行政機関への年1回の報告	■	
	業務用機器の冷房適正管理(使用時漏洩の削減)	■	
	適正な場所への設置等	■	
	機器の点検	■	
	フロン漏えい時の措置	■	
	点検・整備の記録の作成・保存	■	
使用済み自動車の再資源化等に関する法律	引取り事業者登録	■	
	解体事業者登録	■	
	破碎事業者登録	■	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	■	
	収集運搬、処分等に関する許可・届出一覧	■	最新の記録を登録
水質汚濁防止法	届出		
	○貯留施設破損事故の都道府県知事への届出	■	
労働安全衛生法	表示		
	○作業主任者の選任	■	安全委員会
	○機械等設置の届出	■	
毒物及び劇物取締法	表示		
	○「劇物」・「医薬用外」表示(白地に赤文字)	■	
○毒物、劇物の紛失、飛散、漏洩の防止	■		
熊本県地下水保全条例	○地下水採取の届出	■	
騒音規制法	○特定施設設置届	■	
大気汚染防止法	○特定施設設置届	■	
振動規制法	○特定施設設置届	■	
PFTR法	○第一種特定化学物質の排出量及び移動量の届出書	■	
家電リサイクル法	リサイクル率の遵守	■	} 毎月実施 行政委員会
	行政機関への報告	■	
容器包装リサイクル法	リサイクル率制度の活用	■	
	再商品化事業者の登録	■	
指定法人への報告の義務	■		

代表者による全体評価と見直しの結果

【全体の評価】

●環境目標の達成状況

環境目標の達成状況は、5つの環境目標に対して達成できたのは3つでした。

目標未達となっている収集運搬量あたりの二酸化炭素排出量は、熊本地震で発生した災害廃棄物を熊本市内各ステーションより仮置き場まで運搬を1ヶ月以上運搬しましたが、計量等が出来ず運搬数量の把握が出来なかった為に運搬量としてカウントできませんでした。

水の使用量については、PETフレックプラントにて、製品品質の悪化により再利用水を減少させ、地下水を使用した為と考えられます。また地下水に為に熊本地震においても断水とならなかった為に市民へ解放し、生活用水として使用しました。

●環境活動計画の実施及び運用結果

熊本地震により計画の変更等を余儀なくされましたが、熊本地震により大きく影響を受けた目標以外は目標達成に繋がりました。

●環境関連法規等の遵守状況

遵守評価の結果、すべての環境関連法規等を遵守できていました。

●外部からの環境に関する苦情や要望など

本年も取引先企業からの視察及び処分場の確認などで多くの方が訪問されました。それ以外では、行政主催の環境フェア、中・高生の職場体験、地域自治体の見学などもありました。

【見直しの結果】

米大統領選挙の結果を受け、米国内での公共投資への期待感と財務悪化への懸念が入りまじり、長期金利上昇による急激な円安となる等海外市況に大きく影響を受けている。今後も急激な為替変動を招く可能性がある為に市況相場に敏感に対応していくと同時に、海外市況に左右されない新しい取組を検討してほしい。また熊本地震により熊本県全体が被災している。よって当社が先頭を切って完全復興にむけて取り組んで行ってほしい。

・環境方針：2014年9月1日に環境方針を改訂しております。

・環境目標：2016年度は目標をより従業員にわかりやすいように変更していきます。

・環境経営システム：取組の継続、方針の見直しを伝え、今後の改善への提案として、環境目標をよりわかりやすくし、従業員が環境への取り組みを実施しやすくしていきます。また経済状況的にも厳しい期間であるため、前年実績を大きく上回る結果を目指し、社員一人ひとりが営業を行う組織づくりと、教育を実施していきます。

日付：2017年3月8日

代表者：石坂 孝光

地域・社会貢献活動

工場見学・体験学習

地元知育、社会貢献活動として、工場見学や体験学習を積極的に受け入れています。2016年度は、3240名見学・体験学習者を受け入れました。また2017年6月3日（土）に熊本市一斉清掃に参加しました。

見学風景



体験学習



熊本市一斉清掃



熊本地震復興事業

熊本地震災害廃棄物処理

昨年12月まで熊本市の災害廃棄物を処理し、現在は熊本県（7市町村）及び大津町の災害廃棄物を処理しております。



2017年全体環境目的・目標及び活動計画

作成日：2005年11月20日

改訂日：2017年6月15日

環境方針	環境目的	2016年度目標	2017年度目標	責任部門・担当者
事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。	二酸化炭素排出量を生産・加工量あたり、95%以内にする（電気）。 (2014年度比)	二酸化炭素排出量を生産・加工量あたり95%以内にする (2014年度比) ・加工機械時間短縮及び切り替え運転の実施 ・選別量・加工量の向上 ・エアコンの使用期間の限定	二酸化炭素排出量を生産・加工量あたり95%以内にする (2014年度比) ・加工機械時間短縮及び切り替え運転の実施 ・加工計画の見直し ・エアコンの使用期間の限定	本社工場 小井手課長 西部事業所 上村参与 大津事業所 田代課長
事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。	二酸化炭素排出量を生産・加工量あたり、95%以内にする（燃料≪軽油・灯油≫）。 (2014年度比)	二酸化炭素排出量を生産・加工量あたり、95%以内にする。（燃料≪軽油・灯油≫） (2014年度比) ・力量教育の実施 ・稼働率のUP	二酸化炭素排出量を生産・加工量あたり、95%以内にする。（燃料≪軽油・灯油≫） (2014年度比) ・メンテナンスの強化 ・アイドリングストップの強化	本社工場 村田部長 西部事業所 上村参与 大津事業所 田代課長
事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。	二酸化炭素排出量を稼働時間あたり、95%以内にする（燃料≪重油≫）。 (2014年度比)	二酸化炭素排出量を稼働時間あたり、95%以内にする（燃料≪重油≫） (2014年度比) ・電力との併用の検討 ・電力値の見える化の実施及び検討	二酸化炭素排出量を稼働時間あたり、95%以内にする（燃料≪重油≫） (2014年度比) ・電力値の見える化の実施及び検討	本社工場 村田部長 西部事業所 上村参与 大津事業所 田代課長

2017年全体環境目的・目標及び活動計画

作成日：2005年11月20日

改訂日：2017年6月15日

環境方針	環境目的	2016年度目標	2017年度目標	責任部門・担当者
事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。	<p>二酸化炭素排出量を収集運搬量あたり95%以内にする</p> <p>(2014年度比)</p> <p>2014年度、2015年度の実績平均数値を元に目的目標数値に設定する。</p> <p>自社車両のみを集計し、備車の運搬量は除く</p>	<p>二酸化炭素排出量を収集運搬量あたり95%以内にする</p> <p>(2014年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集コースの見直し ・配車の見直し ・引取り車両及び引取り方法の見直し ・荷造り講習会の実施 	<p>二酸化炭素排出量を収集運搬量あたり95%以内にする</p> <p>(2014年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・力量教育の実施 ・メンテナンス技術向上研修会の実施 ・稼働率のUP ・省燃費運転講習会、メンテナンス向上研修会の実施 	<p>本社工場 曾我部部长代理</p> <p>西部事業所 田上係長</p> <p>大津事業所 三谷係長</p>
事業活動の定期的見直しを実施し、継続的改善・汚染の予防・環境負荷の軽減を第一に事業活動を実施いたします。	<p>水使用量を生産・加工量あたり95%以内にする。</p> <p>(2014年度比)</p> <p>2015年度7月～11月の実績平均数値を元に目的目標数値に設定する。</p> <p>2015年7月より本格的にPETフレーク洗浄における品質向上の為に、破碎工程での再利用水を減少させ、比重分離のみでの使用を行った為に、7月より11月までの5ヶ月間の実績を元とする。</p>	<p>水使用量を生産・加工量あたり95%以内にする。</p> <p>(2014年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水タンク増設等の設備改善検討 ・洗車時の雨水使用の促進と使用時間の短縮 ・漏水の早期発見 	<p>水使用量を生産・加工量あたり95%以内にする。</p> <p>(2014年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水タンク増設等の設備改善検討 ・洗車時の雨水使用の促進と使用時間の短縮 	<p>本社工場 辻崎課長</p>
当社において、有効資源の活用・確保を推進し、最終処分廃棄物の削減、有効利用の促進につなげます	<p>工場からの廃棄物等排出量のリサイクル率を95%とする</p> <p>2015年度実績数値及び2016年の展望を考慮する</p>	<p>工場からの廃棄物等排出量のリサイクル率を95%とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPF原料化の強化 ・マテリアル原料化の強化 ・選別方法・収集方法の改善の強化 	<p>工場からの廃棄物等排出量のリサイクル率を95%とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終残さの削減 ・取引先社員向けの営業展開の強化 ・新規出荷先の開拓 	<p>本社工場 佐藤課長代理</p>

2017年全体環境目的・目標及び活動計画

作成日：2005年11月20日

改訂日：2017年6月15日

環境方針	環境目的	2016年度目標	2017年度目標	責任部門・担当者
環境企業として子供達への環境教育を積極的に実施し、施設の一般公開・情報の開示を推進いたします。	工場見学見学、体験学習を2000人とする 2015年度実績数値及び2016年の展望を考慮する	工場見学見学、体験学習を2000人とする ・婦人会・老人会・子供会への廃品回収等を通じてのアピール	工場見学見学、体験学習を2000人とする ・出張体験学習 ・工場内での安全・清掃活動の実施	本社工場 馬島 睦 大津美化センター 古澤和夫 阿蘇未来館 下田部長代理
取扱品目全般において、環境負荷の軽減、化学物質の適正管理、エネルギーの知的利用の促進、コスト削減の追及を実施し、最適な企業活動を目指します。	化学物質の適正使用・適正管理を行う	化学物質の適正使用・適正管理を行う ・定期的なチェックを行う ・書類管理を徹底する	化学物質の適正使用・適正管理を行う ・定期的なチェックを行う ・書類管理を徹底する	本社工場 村田部長
当社において、有効資源の活用・確保及びグリーン購入を推進し、最終処分廃棄物の削減。有効利用の促進につなげます。	グリーン商品(事務用品)の購買率を60%とする。(金額ベース)	グリーン商品(事務用品)の購買率を60%とする。(金額ベース) ・購入リストに基づく購入を行う	グリーン商品(事務用品)の購買率を60%とする。(金額ベース) ・省エネルギー基準適合製品を購入する。	本社工場 辻崎課長

社員教育・訓練

一般教育 (管理者研修)	・環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性
	・作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響及び各人の作業改善による環境上の利点
力量教育 (従業員研修)	・環境方針及び手順との適合、並びに緊急事態への準備及び対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任
	・規定された運用手順からの逸脱した際に予想される結果
	・著しい環境側面に関する業務を適切に実施運用するための技能
	部門選任者訓練
	・規定された運用手順からの逸脱した際に予想される結果
	内部監査員研修
・環境マネジメントシステム監査に必要な知識・技術の習得	
専門技術者講習	・業務上取得が必要な技能講習、免許、資格



主な資格取得者数

(2017年1月現在)

産業廃棄物収集運搬	17名	フォークリフト技能講習	120名
産業廃棄物処分	4名	ショベルローダー技能講習	107名
特別管理産業廃棄物収集運搬	15名	車両建設機械運転技能講習(小型)	34名
技術管理士(中間処理施設)	2名	車両建設機械運転技能講習(大型)	47名
技術管理士(破砕・リサイクル)	9名	車両建設機械運転技能講習(解体)	3名
ごみ処理施設技術管理士	4名	小型移動式クレーン技能講習	53名
一般廃棄物事業者(収集運搬・処分)	1名	ホイストクレーン特別講習(天井クレーン)	16名
冷媒回収技術者	8名	玉掛け技能講習	44名
環境カウンセラー	3名	クレーン運転業務特別教育	24名
公害防止管理者(水質)	1名	ガス溶接技能講習	19名
第一種衛生管理者	1名	アーク溶接技能講習	12名
はい作業主任技術者	8名	高所作業車運転技能講習	24名
特定化学物質作業主任者	5名	運行管理者	7名
特定化学物質及び四アルキリ鉛等作業主任者	5名	解体工事施行技士	1名
危険物取扱保安責任者(乙種四類)	7名	安全運転管理者	2名
危険物取扱保安責任者(丙種四類)	6名	大型一種免許	41名
甲種防火管理者	2名	大型特殊免許	3名

本レポートについて

- 2017年8月発行 第11版
- 対象取組期間/2015年12月～2016年11月
- 編集担当者/EA21事務局 草野哲示、福岡竜伸



21世紀のリサイクルシステムをサポートする
有価物回収協業組合
石坂グループ
 0800-200-5501

ホームページ：<http://www.ishizaka.gr.jp>
 メール：info@ishizaka.gr.jp



● **本社工場**

熊本県熊本市東区戸島町 2874 番地

本社工場：

TEL. 096(389) 5501 FAX. 096(389) 5502

環境事業部直通番号：

TEL. 096(389) 5517 FAX. 096(349) 7225

家電品処理センター：TEL. 096(389) 7711

● **大津事業所**

熊本県菊池郡大津町杉水 3746 番地

TEL. 096(293) 0561 FAX. 096(293) 0943



● **西部事業所**

熊本県熊本市西区上代町 7 丁目 28-11

TEL. 096(329) 2002 FAX. 096(329) 2003



<http://www.ishizaka.gr.jp>